

による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 款	項	金 額 千円
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	1,166,148
2 財産収入	2 財 産 収 入	1,166,148
3 繰入金	3 繰 入 金	652
4 繰越金	4 繰 越 金	652
5 諸預金	5 諸 収 入	826,204
2 種類	2 種 類	826,204
歳 入 合 計	歳 入 合 計	3,317,074

平成16年度青森県港湾整備事業特別会計予算		
平成16年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。		
（歳入歳出予算）		
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,283,704千円と定める。		
歳 出 款	項	金 額 千円
1 肢体不自由児施設費	1 肢 体 不 自 由 兒 施 設 費	2,310,031
1 あすなろ学園費	1 あ す な ろ 学 園 費	932,929
歳 出 合 計	歳 出 合 計	2,310,081
歳 入 款	項	金 額 千円
2 さわらび園費	2 さ わ ら び 園 費	536,551
3 はまなす学園費	3 は ま な す 学 園 費	840,551
4 繰入金	4 繰 入 金	50
5 繰越金	5 繰 越 金	50
歳 入 合 計	歳 入 合 計	2,265,008
歳 出 合 計	歳 出 合 計	2,265,008

1 繰 越 入 金	1 70,689	2 岐阜県入出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。			
6 諸 種 預 金 利 子 入	1 70,688				
2 雜 債 債	245,000				
7 岐阜県歳入合計	3,283,704				
歳 出					
款 項					
1 港湾整備事業費	金 千円 382,251	1 証紙管理収入			
1 青森港整備事業費	60,652	2 繰入一般会計繰入金			
2 八戸港整備事業費	283,712	3 繰越金			
3 むつ小川原港整備事業費	35,000	4 諸県預金利子費			
4 七里長浜港整備事業費	1,463	5 岐阜県入合計			
5 大湊港整備事業費	1,424	2,773,065			
2 公債費用	2,901,453				
1 公債合計	2,901,453				
歳 出					
款 項					
第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方 法	
港湾整備事業	千円 35,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、借入先と協議の上定める。ただし、期限により年限変更、繰上償還又は借り換することができる。	
地域開発事業	210,000	以内			
計	245,000	/	/		

平成16年度青森県証紙特別会計予算

平成16年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岐阜県歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,773,065千円と定める。

平成16年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。	1 証紙管理取扱費	金 千円 2,773,065	2 岐阜県管理特別会計予算による。
(歳入歳出予算)	1 証紙取扱費	2,773,065	
第1条 岐阜県歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,935,151千円と定める。	2 岐阜県歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。		
(一時借入金)			
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。			

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 緑 越 金	金 千円	1 土 木 費	金 千円
1 緑 越 金	3	1 河 川 海 岸 費	3
2 諸 収 入	1,935,148	2 公 債 費	450,000
1 管 理 費 収 入	1,935,098	1 公 債 費	19,032
2 県 預 金 利 子 計	50	1 公 債 費	19,032
歳 入 合 計	1,935,151	歳 出 合 計	469,032
歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 管 理 費	金 千円	1 土 木 費	金 千円
1 管 理 費	1,935,101	1 河 川 海 岸 費	450,000
2 公 債 費	1,935,101	2 公 債 費	19,032
1 公 債 費	50	1 公 債 費	19,032
歳 出 合 計	1,935,151	歳 出 合 計	469,032

平成16年度青森県下水道事業特別会計予算

平成16年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,444,167千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 入	
款	項	款	項
1 財 産 収 入	金 千円	1 財 産 収 入	金 千円
1 財 産 売 払 収 入	450,000	1 財 産 売 払 収 入	450,000

	起債の目的	限度額	起債の方法	利率%	償還の方法
1 分担金及び負担金	2,205,261	千円	普通貸借又は債券発行	9.0	政令資金の場合は、融通条件による。
1 負担金	2,205,261	千円			
2 使用料及び手数料	67,687	千円			
1 使 用 料	67,687	千円			
3 国庫支出金	1,183,900	千円			
1 国庫補助金	1,183,900	千円			
4 繰 入 金	1,547,549	千円			
1 一般会計繰入金	1,547,549	千円			
5 繰 越 金	1	千円			
1 繰 越 金	1	千円			
6 諸 収 入	36,769	千円			
1 県預金利息	1	千円			
2 受託事業収入	36,768	千円			
7 県入合	403,000	千円			
1 県入合	403,000	千円			
5 繰出	5,444,167	千円			
歳 出					
款 項					
1 下水道事業費	4,342,480	千円			
1 流域下水道事業費	2,010,700	千円			
2 下水道管理費	2,331,780	千円			
2 公債費	1,101,687	千円			
1 公債費	1,101,687	千円			
歳出合計	5,444,167	千円			

平成16年度青森県地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274,581千円と定める。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、200,000千円と定める。

による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	金額	歳 入	金額
1 下水道事業費	4,342,480	1 使 用 料	88,743
1 流域下水道事業費	2,010,700	2 繰 入 金	88,743
2 下水道管理費	2,331,780	1 一般会計繰入金	185,808
2 公 債 費	1,101,687	3 繰 越 金	185,808
1 公 債 費	1,101,687	4 諸 収 入	1
歳出合計	5,444,167	1 県預金利息	1
第2表 債務負担行為		2 繰出合計	29
事 項	期間	限 度	額 千円
平成16年度岩木川流域下水道	平成17年度	141,000	28
事業工事代金			274,581

款	項	金額	千円	1 鉄道施設整備費	13,683
1 地下駐車場事業費		55,615		2 鉄道施設管理費	887,688
1 地下駐車場運営費		55,615		1 公債費	13,288
2 公債費		218,966			13,288
1 公債費		218,966			914,659
歳出合計		274,581		平成16年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算	
平成16年度青森県鐵道施設事業特別会計予算					
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ914,659千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。					
第1表 歳入歳出予算				平成16年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算	
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ550,592千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。					
第2表 歳入歳出予算				平成16年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算	
(債務負担行為)					
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。(地方債)					
第3表 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。(一時借入金)					
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。					
第1表 歳入歳出予算				平成16年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算	
(歳入歳出予算)					
第1表 歳入歳出予算					
歳入			歳入		
款	項	金額	千円	金額	千円
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	411,903		1 鐵道施設整備費	13,683
2 繰 入 金	2 繰 入 金	411,903		2 鉄道施設管理費	887,688
1 一般会計繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金	290,714		1 公 債 費	13,288
3 繰 越 金	3 繰 越 金	290,714			914,659
4 諸 収 入	4 諸 収 入	212,041			
1 県 預 金 利 子 入	1 總 繰 入 金	1	1 績 入 金	50,523	13,683
2 雜 入 合 計		212,040	1 一般会計繰入金	50,523	887,688
歳出		914,659	2 繰 越 金	99,796	13,288
款	項		3 諸 収 入	99,796	914,659
1 鉄道施設事業費		901,371	1 県 預 金 利 子 入	313,941	13,683
		9	2 貸付金元利收入	313,928	887,688

3 雜 債 入
4 県 債 債
1 県 入 計
歳 出

款 項

1 母子寡婦福祉資金貸付費
1 母子寡婦福祉資金貸付費

550,592

第2表 債務負担行為

事 項 期 間

限 度

額 千円

平成16年度母子福祉資金貸付 平成17年度から
平成19年度まで
平成16年度寡婦福祉資金貸付 平成17年度から
平成19年度まで

248,340

18,028

第3表 地方債

起債の目的 限度額 % 起債の方法 利率 % 債還の方 法

母子寡婦福祉資金貸付
母子及び寡婦福祉法の融資
条件による。

(昭和39年
法律第129
号)の融資
条件による。

計 86,332

歳出

額 千円

1,294,267

1,294,267

11,222

11,222

1,451,829

1,451,829

1,011,026

による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすこと
ができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第
2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

額 千円

10,520

10,520

1,461,645

1,461,645

1,903,729

1,697,037

700

205,990

392,450

392,450

3,768,344

歳 出

額 千円

1,294,267

1,294,267

11,222

11,222

1,451,829

1,451,829

1,011,026

平成16年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成16年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,768,344千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」